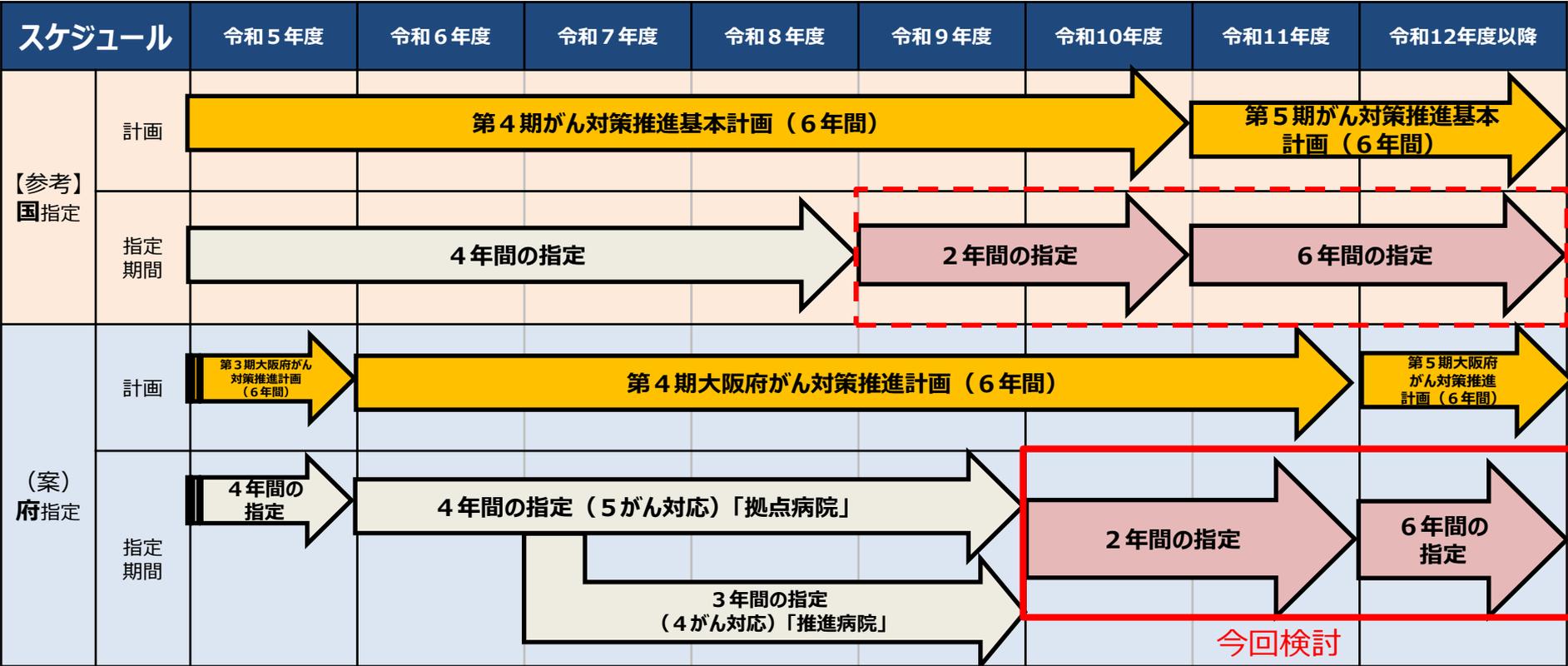


大阪府がん診療拠点病院等の指定期間の 更新スケジュールについて

令和7年度大阪府がん対策推進委員会
第3回がん診療連携検討部会

大阪府がん診療拠点病院等の指定期間の更新スケジュールについて

- 成人の国指定がん診療連携拠点病院等の指定期間については、がん対策推進基本計画の見直し期間と拠点病院等の整備指針の見直し期間を一致させるために、整備指針の見直し期間を6年ごととし、令和9年度からの次期指定期間を2年間、その後の指定期間を6年間とする方針が国において示された。
- 大阪府がん診療拠点病院等の指定期間については、基本的には国の整備指針に準じ、原則4年間としているため、大阪府がん対策推進計画の見直し期間と異なっている状況。



<案>

⇒成人の大阪府がん診療拠点病院等については、国の方針に準じるとともに、大阪府がん対策推進計画の見直し期間と一致させるために、指定期間を6年間とする。
 なお、令和10年度からの次期指定期間については、2年間とする。